

《博士論文要旨および審査報告》

小西豊治 もう一つの天皇制構想

——学位請求論文——

I 論文要旨

小西豊治

今から百年以上前の、自由民権運動最盛期の明治13, 14年に、私擬憲法が次から次へと作られ、専制政府に深刻な危機感を抱かしめた。今日発掘されている明治憲法制定以前の憲法構想は、51あり、そのほとんどが明治憲法よりデモクラチックであった。

こうした明治憲法構想のなかで、異彩を放っているのは、岩手県久慈市の小田為綱文書に含まれている「憲法草稿評林」（以下「評林」と略）である。これは、やがて制定されるべき政府案として作られた元老院「国憲」第三次案（明治13年）に、上欄と下欄に分かれて二人が批評を加えて成り立っていた。

二人の批評の特徴は、近代天皇制構想の大胆さと奔放さにあった。下欄評者は皇胤中男系の継承者が絶えたときは、人民投票によって「臣民中ヨリ皇帝ヲ撰立」すべきであると万世一系を絶ちうる可能性を示し（国憲「第一編 第二章 帝位継承 第二条」批評）、また天皇が暴君で憲法を「遵守」せず「人民ノ権利」を「圧抑」する場合、人民は「全国総員投票ノ多数ヲ以テ、廃立ノ権ヲ行フ」こと（国憲「附録」批評八）と皇帝リコールを主張し、小田為綱と思われる上欄評者は、天皇が法を破り、罪ヲ犯した場合には「自ラ責ヲ負フノ法則」をたて、「無道ノ君」がないようにする「廃帝ノ法則」を立てること（国憲「第一編 第一章 皇帝 第二条」批評）を訴えていたのである。

万世一系を絶ちうる可能性を示す憲法構想は、明治前期の他の憲法構想には類を見出すことのできない特徴であった。「評林」下欄批評の特徴は、①万世一系国体論にとらわれない政体構想の示唆 ②皇帝リコール権（「廃立ノ権」）の請求 ③普通選挙権に近い案の実施要求 ④危機的例外状況における人民投票主義 ⑤人民の抵抗権の主張 ⑥軍事編成権の議会への帰属である、といえよう。それは、

明治20年代において、明治憲法と教育勅語を柱に作られる天皇主権の「天皇の国家」を完璧に排除した、「国民の国家」の構築をめざしていると考えられるのである。

今日発掘されている「評林」以外の明治憲法制定以前の憲法構想において、「廃帝」にふれているのは、土佐立志社「日本憲法見込み案」（明治14年9月19日?）のみである。同案では「国帝ハ叛逆重罪ニ因テ其位ヲ失ス」と規定されている。

このことは、「廃帝」を発想し、それを口にすることが当時どれほど困難であったか、言い換えれば「廃帝」を口にするだけで、当時の憲法構想の先端をいくものであったことが分かる。すなわち上欄評者は「廃帝ノ法則」を高々と掲げることによって、わが国明治前期憲法構想において、立志社案と肩をならべうるラディカルな地平を切り拓いたのであった。

本稿がささやかながらもめざすのは、「評林」上下批評の分析と評価、なぜ生み出されたのかという、背景への考察である。上欄批評は、ほぼ「評林」の持ち主小田為綱と考えられるが、下欄批評は、誰が書いたのか不明である。下欄批評の発想の特徴をたどりながら、それを発想しうる人物が誰なのか解明した。1880年前後、わが国に大きな影響力を持ったジェレミイ・ベンサム の立法思想と下欄批評の関係についても考察した。

Ⅱ 審査報告

(主査) 専修大学文学部	教授	新井 勝紘
(副査) 専修大学文学部	教授	大谷 正
(副査) 大正大学文学部	教授	福井 淳

審査委員会は、提出された学位請求論文を、問題関心・研究の先進性、論文構成上の説得性、研究の到達点、史料・文献収集の広さと実証性、従来の研究史の変革と今後の研究の展望と課題などの観点から審査を行った。また、口頭試問・

筆記試験等において、上記の審査観点について直接請求者本人より判断の材料を得ることを確認した。

明治維新後の10数年間は、明治政府の試行錯誤が続くが、近代日本の国家のあり方そのものも、まだ十分に検討されないまま、政治そのものは進んでいった。文明開化・富国強兵・殖産興業という三本柱のもとに、次々と新政策が実施されていった時代である。もちろん、まだ、民主主義の原点でもある国会も開設されず、国家の基本法といえる憲法もまだ制定されていなかった。こういう状況の中、いわゆる明治専制国家に対して国民の自由や権利を求めて、自由民権運動が起こり、全国各地で様々な取組が行われたことは、すでに多くの研究成果から確認されている。

小西氏の研究は、こうした自由民権運動研究史のなかでも、特に1880年、81年という運動の最盛期に、明治政府に先駆けて国民自らが憲法起草に取り組んで創造した私擬憲法の研究である。大日本帝国憲法制定以前に全国各地で作成された憲法草案は、100を超える数が判明しているが（修正したもの、一部分しか確認されていないもの、起草が確認されているが憲法そのものが未発見のものなども含む）、なかでも異彩を放っている憲法草案が、小西氏が焦点をあてて分析した「憲法草稿評林」である。

岩手県久慈市の小田為綱家文書にあるこの憲法は、明治政府案として元老院で作られていた「国憲」第三次案（明治13年）に、上欄と下欄とに分かれて二人の人物が逐条にわたって批評を加えて成り立っているが、その批評は、万世一系の天皇制を絶ちうる内容を持ったきわめて特徴的な内容であった。たとえば、皇胤中男系の継承者が絶えた時には、人民一般の投票によって「臣民中ヨリ皇帝ヲ撰立」すべきであるという内容や、天皇が暴君で憲法を遵守せず、人民の権利を抑圧するような時は、人民は「全国総員投票ノ多数ヲ以テ、廢立ノ權ヲ行」い、天皇をリコールし、次に国民投票で選んだ場合は、天皇とは呼ばないで、「統領」ということなど、天皇制そのものの継続を断ち切ることが可能な内容となっていた。

小西氏のまとめによれば、この憲法の特徴は次の6点があげられるという。

- ① 万世一系の国体論にとらわれない政体構想
- ② 皇帝リコール権の請求

- ③ 普通選挙権に近い案の実施要求
- ④ 危機的例外状況の場合であるが人民投票権
- ⑤ 人民の抵抗権
- ⑥ 軍事編成権の議会への帰属

こうした国家構想が、民間の人々によって1880年に、すでに提起されていた事実とその内容を徹底的に分析し、明治前期憲法構想において、最もラディカルな地帯を切り拓いた憲法構想であったことを示す初めての本格的な論文である。

さらに、小西論文は、いつ、誰によって、なぜこんなラディカルな国家構想が生み出されたのかを鋭く追及し、下欄の起草者としては、島田三郎であることの実証に努めた。「憲法草稿評林」の起草者をめぐっては、島田以外に、複数の研究者がいくつかの説をすでに出されているが、小西論文は、徹底して島田三郎説を主張している（ちなみに上欄評者については、憲法草稿評林が保存されていた小田為綱であるという説で共通している）。その証明のために、島田や小野梓らが強く影響を受けたイギリスのジェレミイ・ベンサムの分析も徹底して行い、ベンサムと下欄評者という章を設けて、下欄評者の説にベンサムの強い影響が見て取れることを証明した。「哲学的急進派の総領であるベンサムの急進的主張を継承しようとしている」島田こそ、こうした憲法草案を生み出すことができた人物だと論じているのである。

以上のように、小西氏の学位請求論文は、1880年前後、わが国に大きな影響力をもったベンサムの立法思想と憲法草稿評林の関係について、はじめて徹底分析し独自の考察を加え、最終的には島田三郎説を強化した論文とみることができ、改進黨の首領の島田がこのようなラディカルな憲法構想を持っていたとしたら、これまでの自由党を中心とした自由民権研究史も変更を迫られるのではないかと問題提起もしている。私擬憲法研究史にも大きな刺激を与えるものと思われる。

また、小西論文に批判を加えた江村栄一氏（故人）への反論の章も新たに設け、島田説に疑問を投じた江村説（古沢滋）に対して詳細な批評と反論を加えている。

さらに憲法草稿評林の上欄筆者とみられている小田為綱という東北出身の政治家の分析を通して、幕末維新时期と東北という視点での分析も同時に行っている。

小西氏のこの論文は、今後のこの分野の研究に向けて次の三つの視点を求めている点も、論文評価を高めている。

- ① こうした憲法草案を生み出した東北という地域史や、東北の自由民権研究

のより深い解明

- ② ベンサムの影響の分析から、西欧思想の受容史的観点からの位置づけと研究の必要性
- ③ 自由党=急進、改進黨=漸進というこれまでの通説をくつがえす研究視点の必要性

なお、口頭試問において、主査及び副査からの指摘は、この憲法の筆者を島田三郎と断定するには、まだ不十分な点もあり、自由民権期の思想全体の中での比較検討や位置づけに若干の弱さもあるという指摘もあったが、島田以外の説にも問題点があることも理解したうえで、この論文の価値は十分にあるという認識で一致した。

以上のことから、本学の学位論文として評価に十分に値すると判断した。

Ⅲ 学位授与要記

一、氏名・本籍	小西 豊治（東京都）
二、学位の種類	博士（歴史学）
三、学位記番号	歴乙第五号
四、学位授与の条件	学位規則第四条第二項該当
五、学位授与の年月日	平成二十五年三月二十七日
六、学位論文題目	もう一つの天皇制構想
七、審査委員	主査 専修大学文学部 教授 新井 勝紘 副査 専修大学文学部 教授 大谷 正 副査 大正大学文学部 教授 福井 淳